

英語構文と特徴づけ

小泉 直 (愛知教育大学)

内田 政一 (名古屋短期大学)

1. はじめに

Takami (1992) では、英語における疑似受け身文の容認可能性に関して「特徴づけ (characterization)」という概念に基づく制約が提案され、この制約は Bolinger (1975) における「影響」に基づく制約よりも包括的に言語事実を説明できるという主張がなされている。しかしながら、その制約がどのような構文に、どの程度、そしてどのような場合に有効なのか、についてまでは十分に検討されているとは言い難い。

(1)

以下本稿では、第2節で、Takami (1992) で提案された「特徴づけ」という概念に基づく制約が疑似受け身文においてどのように機能するのかを概観する。続いて、第3節では tough 構文、第4節では中間構文、第5節では転写繰り上げ構文を取り上げながら、この制約の有効性について考察する。

2. 疑似受け身文と「特徴づけ」制約

Bolinger (1975) における「影響 (affectedness)」に基づく制約とは、「疑似受け身文が可能となるのは、その主語が意味的に何らかの影響を受けていると考えられる場合である」というものである。

- (1) a. The bridge has been walked under by generation of lovers.
b. This lake is not to be camped beside by anybody!
- (2) a. *This bridge has been walked under by the dog.
b. *The lake was camped beside by my sister.

(Bolinger 1975: 68-69)

英語の受け身文では、動詞の目的語だけでなく、前置詞の目的語も主語になることがあり、前置詞が残留している受け身文は疑似受け身文 (pseudo-passive) と呼ばれている。(1a) では、何世代もの恋人たちがその橋の下を歩けば、そのことによりその橋は有名になり (例えば、「恋人橋」と呼ばれたりして) 影響を受けることになる。一方 (2a) では、犬が橋の下を歩いても、その橋が何らかの影響を受けているとは考えにくい。同様に、(1b) では、キャンプをして湖を汚さないようにという警告をすることによって、湖は何らかの影響を受けていると考えられるのに対して、(2b) では、妹がキャンプをしたことが湖に影響を与えているとは考えにくい。したがって、Bolinger (1975) の制約は (1) と (2) における文法性の違いを適格に捉えることができる。

しかし、Takami (1992) は、Bolinger (1975) の「影響」に基づく制約では包括的に言語事実を説明することができないとして、以下のような制約を提案している。

- (3) Characterization Condition for Pseudo-Passive: A pseudo-passive sentence is acceptable if the subject is characterized by the rest of the sentence: namely, if the sentence as a whole as a characterization of the subject. Otherwise, it is found unacceptable, or marginal at best.

(Takami 1992: 126)

Takami は、疑似受け身文が容認されるためには、その主語が文の残りの部分によって特徴づけられなければならないとしている。すなわち、文全体としてその主語が特徴づけられている場合は容認されるが、それ以外の場合は容認されないか、せいぜい低い容認度しか与えられないと述べている。

また高見 (1995) は、擬似受け身文は主語が特徴づけられる場合に、つまり主語がどのような「性質」、「属性」を持っているかが示されている場合に適格になると主張し、主語の特徴づけられ方について以下の3つの場合を提案している。

- (4) 主語が特徴づけられるとは次のいずれかの場合を言う。
- a. 主語 (の指示物) が本来持っている性質や属性が述べられている場合

- b. 主語（の指示物）が他の物や人から際立たせるような顕著な習慣的出来事や継続的状态が述べられている場合
- c. 主語（の指示物）が他の物や人から際立たせるような顕著な一時的出来事や状態が述べられている場合

(高見 1995: 59)

そして (4a) を主語の「永続的特徴づけ」、(4b) を主語の「習慣的特徴づけ」、(4c) を主語の「一時的特徴づけ」と分類している。(4) は次のような例を説明するのに有効であるとされる。

- (5) a. *I was waited for by Mary.
- b. I don't like to be waited for. (I always try to be early.)
- (6) a. *This building was walked in front of by John last month.
- b. This building was walked in front of by the Japanese Emperor last month.

(高見 1995: 55, 57)

(5a) で、メアリーがある時「私」を待たせたという事実は、「私」の特徴や性質を記述するものではないが、(5b) で、「私」が人を待たせるのが嫌いであり、いつも早めに行くようにしているという記述は、「私」の一つの特徴を示していることから、(4a) に示す主語の「永続的特徴づけ」に該当することになる。また (6a) におけるジョンがこのビルの前を歩いたという事実は、そのビルに本来備わっている性質でも属性でもないが、(6b) における日本の天皇がこのビルの前を歩いたという事実は、そのビルを他のビルから際立たせ、そのビルの顕著な特徴として解釈できることから、(4c) に示す主語の「一時的特徴づけ」に該当することになる。

また高見 (1995) は、(4a) の主語の「永続的特徴づけ」と (4c) の主語の「一時的特徴づけ」との間には中間的な場合が存在し、繰り返し行われる習慣的動作や継続的状态の記述によって、主語の顕著な特徴が示されることもあると述べている。

- (7) a. Those benches have been frequently lain on by tramps.

b. This office has never been worked in before.

(高見 1995: 58)

(7)では、現在完了形が用いられていることから、ある動作が繰り返行われたり、行われなかったりする状態が継続していることが表されている。そのため、(7a)では、多くの浮浪者がそのベンチに横たわることによって、そのベンチは他のベンチから区別されることになる。また (7b) では、これまでまだ誰もそのオフィスで働いていないという記述により、そのオフィスが真新しいものあるという特徴が示されている。したがって、(7) は (4b) に示す主語の「習慣的特徴づけ」に該当することになる。

以上、Takami (1992) と高見 (1995) における「特徴づけ」制約について概観した。この制約は機能論的な側面から疑似受け身文を包括的に捉えることができる射程の広い制約であると言えることができる。⁽²⁾

3. Tough 構文と「特徴づけ」制約

英語には、次に示すように、形式主語である *it* を文頭に置き、その内容を表す不定詞節が文末に現れる構文が存在する。

- (8) a. It is tough to please John.
b. It is comfortable to live in this house.
c. It is always a pleasure to look at flowers.

(高見 (1997: 66)

(8) では、不定詞節内の目的語の名詞句を主節の主語位置に移動させることができる。

- (9) a. John is tough to please.
b. This house is comfortable to live in.
c. Flowers are always a pleasure to look at.

(高見 1997: 66)

(9) に例示されるような「難易」を表す形容詞や「快、不快」を表す形容詞・名詞が不定詞節の補部を取り、主節の主語が意味上、不定詞節内の動詞や前置詞の目的語に当たる構文は **tough** 構文と呼ばれている。その適格性の制約として、高見 (1997) は以下の制約を提案している。

(10) **Tough** 構文に対する特徴づけ制約 : **Tough** 構文の主語は、その文の他の要素によって特徴づけられなければならない。

(高見 1997: 69)

この「特徴づけ」制約を基に、以下の例を見て行くことにする。

- (11) a. ??/*Babies are easy for Mr. Brown to please.
b. Babies are easy for their own mothers to please.
c. Babies are difficult for their fathers to please, but easy for their mothers (to please).

(高見 1997: 67)

(11a) では、一個人のブラウン氏が赤ちゃんを喜ばせるのが容易だとしても、その事実によって赤ちゃんがどういう特徴を持っているのかは不明である。したがって、主節の主語である「赤ちゃん」が十分に特徴づけられておらず、容認可能性がかなり低い。それに対して、(11b) は、赤ちゃんの母親なら喜ばせるのが容易であるという記述は赤ちゃんの一つの特徴であり、(4a) の「永続的特徴づけ」に該当する可能性がある。また (11c) における、赤ちゃんは、父親は喜ばせにくい、母親なら喜ばせることが容易であるという記述は、同様に赤ちゃんの特徴を述べており、やはり「永続的特徴づけ」に該当する可能性がある。しかしながら、「特徴づけ」制約に関わる 3 つの場合、つまり (4a) - (4c) に関しては、明確な区別が困難な例も存在する。⁽³⁾

次に、文脈が付け加えられた **tough** 構文の例を見てみよう。

- (12) a. John is impossible to talk to because he is stubborn.

- b. *John is impossible to talk to because he is not at home now.
- (13) a. Tony has been impossible to live with – he’s been churlish, irritable, and short-tempered.
- b. *Tony has been impossible to live with – he’s been in Paris for the last five years.

(高見 1997: 70)

(12) と (13) では、**tough** 構文の後に、ジョンやトニーと話せない理由や一緒に住めない理由が付け加えられている。(12a) と (13a) では、ジョンが頑固な性格であることや、トニーが無礼で怒りっぽく、気の短い性格が永続的特徴であることから、**tough** 構文に課せられる (10) の制約が満たされて適格な文となっている。これに対し、(12b) と (13b) では、話せない理由や一緒に住めない理由が一時的なものであり、またそれらの理由がジョンやトニーの他の人から際立たせるような顕著なものではないことから、(10) の制約が満たされず不適格な文となっている。以上、**tough** 構文と「特徴づけ」制約について概観した。

4. 中間構文と「特徴づけ」制約

英語には、形態的には能動形でありながら受動的な意味を持つ、中間態 (middle voice) と呼ばれる自動詞構文が存在する。

- (14) a. This book sells pretty well.
- b. This shirt washes easily.
- c. This brush paints smoothly.

(高見 1997: 76)

(14a) は、「この本はかなりよく売れる」という意味で、**sell** は自動詞であるが、他動詞 **sell** の目的語が主語となった受動的表現とも考えられる。また (14c) は、道具を示す **this brush** が主語になった受動的表現とも考えられる。Keyser and Roeper (1984) は、このような中間態の構文は、一般的に 1) 副詞と共起し、2) 過去形と共起しない、3) 進行形にならない、4) 主語が特定 (specific) 名詞句である

などの特徴を持つと述べている。

高見 (1997) は、中間構文の容認可能性を機能的側面から説明するために、以下のような制約を提案している。

- (15) 英語の中間態に対する特徴づけ制約：英語の中間態表現は、その文の主語に対して、有意義な特徴づけがなされていなければならない。

(高見 1997: 79)

以下は、副詞と共起していないにもかかわらず適格となっている文である。

- (16) a. This seat belt won't fasten sells.
b. Foreign cars sell.
c. Glass recycles.
d. Eggs poach.
e. Mistakes erase.

(高見 1997: 78)

(16a) - (16c) では、副詞が共起していないが、「このシートベルトは絞まらない」、「外車は売れる」、「ガラスは再利用できる」によって、シートベルト、外車、ガラスの性質や属性が記述されていることから、主語が有意義に特徴づけられていると思われる。しかし、(16d) と (16e) では、「卵が茹でられる」、「ミスが消される」によって、主語が有意義に特徴づけられているとは言い難い。

また、英語の中間構文には、特定の出来事を表す過去形と共起している例も存在する。

- (17) a. This book sold very well last year.
b. The old-fashioned type of linen shirt washed very easily.
c. The novel translated smoothly from Russian into Japanese.
d. I'm sure this floor will paint much better tomorrow.
e. The Italian version of the book also has sold well.

(高見 1997: 80)

(17a) の、「ある本が昨年はとてもよく売れた」という記述は、その本の売れ行きを特徴づけている。(17b) の、「古いタイプのリネン製シャツは簡単に洗えた」という記述は、そのタイプのシャツに関する有意義な特徴づけとなっている。(17c) では、「その小説がロシア語から日本語にスムーズに翻訳された」という記述は、その小説の有意義な特徴づけとして解釈される。

さらに中間構文には、状態的な意味を持ち、ある特定の出来事を記述できないことから、進行形にはならないはずの例も存在する。

- (18) a. Our product isn't selling at all.
- b. Copies [of the book] are almost selling out.
- c. The manuscript is reading better every day.
- d. Bureaucrats are bribing more than ever in Reagan's second term.

(高見 1997: 81)

(18) の文はすべて進行形となっているが、適格である。高見は、(18a) では、我が社の製品が全く売れていないという記述が、我が社の製品に関して、その売れ行きの側面から特徴づけを行っており、そのような情報を与えることに意味があると述べている。また (18b) では、その本がほとんど売り切れそうだという記述から、その本がよく売れて人気があるというような有意義な特徴を読み取ることができると述べている。しかし、これらの文では、そのように読み取れるかどうかは個人の「主観性」や「文脈」に依存することになるので、特徴づけの程度が弱いと言える。

加えて、英語の中間構文では、主語が不特定な (non-specific) 名詞句の場合は不適格になると言われているが、高見はそのような例外についても (15) の制約によって説明できるとしている。

- (19) a. A thick beard shaves with difficulty.
- b. Pine saws well.

高見は、(19) の適格性は、主語が特定表現か不特定表現であるかによって決まるのではなく、主語が特徴づけられているかどうかによって決まると述べている。つまり、(19) が適格であるのは、「濃いヒゲ」や「松の木全般」について有意義な特徴づけがなされているからであると説明している。

5. 転写繰り上げ構文と「特徴づけ」制約

英語には転写繰り上げ構文 (copy raising construction) と呼ばれる構文が存在する。これは (20a) に示すように、名詞句が不定詞節の主語の位置から主節の主語の位置に繰り上がっている構文であり、いわゆる主語から主語への繰り上げが適用されている。また (20b) に示すように、(20a) と同義でありながら、主語の位置に虚辞の *it* が現れている構文も存在する

(20) a. The lifeguards seems to be dancing across the water.

b. It seems that the lifeguards are dancing across the water.

(Kim 2014: 167, 168)

さらに (21) に示すように、同じ繰り上げ述語が用いられながら、補文標識として *like* (あるいは、*as if*, *as though*) が現れる文も存在する。

(21) a. The lifeguards seem like they are dancing across the water.

b. It seems like the lifeguards are dancing across the water.

(Kim 2014: 167, 168)

Kim (2014) は、転写繰り上げ構文が容認されるためには、高見 (1992) の「特徴づけ」制約に基づく条件が必要であると述べている。

(22) CR's Perceptual Characterization Condition (PCC):

The matrix subject of the CR construction, serving as the topic, is

“perceptually characterized” by the rest of the utterance.

(Kim 2014: 183)

(22) は、補文の内容が主節の主語を特徴づけるものでなくてはならないことを述べたものである。そして、この条件により以下の例が容認不可能であることが説明できるとしている。

(23) a. *Bill appears as if Mary is intelligent.

b. *Tina seems like Chris has been baking sticky buns.

(Kim 2014: 183)

(23a) では、メアリーが聡明であることは、ビルを特徴づけるのに役立っていない。(23b) でも、クリスがハニーバンを焼いたことはティナを特徴づけるのに役立っていない。また Kim は、(22) の条件により、次のように補文に同一指示の名詞句が現れていない例も説明できるとしている。

(24) a. “The house smells like you’ve been cooking all day”, says Duggan.

(COCA 2006 NEWS)

b. The entire scene appears as if the Creator himself had wished it to be so.

(COCA 1992 FIC)

c. Things appears as if you were standing at a window or in front of a view.

(COCA 2004 MAG)

(Kim 2014: 184)

(24a) では、あなたが一日中料理をしたことが家の特徴づけるのに役立っている。(24b) では、創作主が自ら望んだことが景色全体の特徴づけるのに役立っている。(24c) では、あなたが窓や風景の前に立っていたことが状況の特徴づけるのに役立っている。しかしながら、これらの例では主語の特徴づけの程度が弱いと思われる。

6. おわりに

本稿では、Takami (1992) で提案された「特徴づけ」制約の有効性を、疑似受け身文、tough 構文、中間構文、転写繰り上げ構文に言及しながら考察した。この「特徴づけ」制約は、機能的な側面から多くの言語事実を説明できるものの、特徴づけの強弱の程度やその具体的な要因、文脈の依存度などについては必ずしも厳密ではなく、その妥当性を高めるにはさらに検討する必要があるように思われる。また、上記の構文の他に、どのような構文に有効であるかや、統語的な特徴との関係についても検討が必要であると思われる。

注

- (1) 加藤 (1994) では、疑似受動文の適格性が詳細に検討されている。
- (2) 高見 (1997)、久野・高見 (2005)、高見 (2011) でも同様の指摘があり、受け身文全般および他の構文も含めてこの制約を適用している。
- (3) 高見 (1995, 1997) は、3つのタイプの特徴づけに関して、どのタイプに属するかは文脈に大きく依存しており、また文脈がない場合には、どのタイプに属するかについて区別が明確でない場合も多いことを認めている。

参考文献

- Bolinger, D. (1975) "On the Passive in English," *LACUS*1, 57-80.
- 加藤雅啓 (1994) 「疑似受動文と CHARACTERIZATION」『上越教育大学研究紀要』13 (2), 335-349.
- Keyser, S. and T. Roeper (1984) "On the Middle and Ergative Constructions in English," *Linguistic Inquiry* 15, 381-416.
- Kim, Jong-Bok. (2014) "English Copy Raising Constructions: Argument Realization and Characterization Condition," *Linguistics* 52, 167-203.
- 久野暲・高見健一 (2005) 『謎解き英文法 文の意味』東京：くろしお出版。
- Takami, K. (1992) *Preposition Standing: From Syntactic to Functional Analyses*.

Berlin: Mouton de Gruyter.

高見健一（1995）『機能的構文論による日英語比較 一受身文、後置文の分析-』東京：くろしお出版.

高見健一（1997）『機能的統語論』東京：くろしお出版.

高見健一（2011）『受身と使役 その意味規則を探る』東京：くろしお出版.